

平成30年4月

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

商品改定のご案内 (傷害総合保険・積立傷害保険)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。当社業務に関しましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、平成30年10月1日以降保険始期のご契約より、傷害総合保険および積立傷害保険の商品改定を実施いたします。 一般の改定では、近年のお支払いしている保険金の増加を受け、保険料率の引上げをさせていただきますとともに、一部、補償内容の改定を実施いたします。

改定の概要につきまして以下のとおりご案内申し上げますので、ご不明点がございましたら弊社または取扱代理店までお問い合わせください。

ご契約の継続にあたりまして、従前と同内容でご継続いただくことができない場合がございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

末筆ではございますが、お客さまの今後益々のご繁栄を心より祈念申し上げます。

敬具

記

1. 傷害総合保険（個人契約）および積立傷害保険の保険料改定

改定前後の保険料例は以下のとおりです。なお、保険料の改定率のご契約条件によって異なります。

【ご参考】保険料例（傷害総合保険（個人型・A級）、保険期間1年、月払）

死亡後遺障害 500万円・入院(手術) 3,000円・通院 2,000円・介護 200万円・被害事故補償 3,000万円

改定前保険料(月払)	改定後保険料(月払)	改定率
1,550円	1,630円	5.16%

2. 傷害総合保険（個人契約）の補償内容改定

- ・傷害総合保険の個人契約に、現行の免責条項を一部緩和するための新設特約「脳疾患、疾病または心神喪失免責に関する一部修正特約」を自動セットいたします。
- ・これにより、従前の商品では保険金のお支払い対象とならなかったアルツハイマー病の認知症等によって生じた傷害についても、保険金のお支払い対象となる場合があります。

※特約の詳細につきましては、傷害総合保険のパンフレットまたはご契約のしおりにてご確認ください。

以上



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338
東京都新宿区西新宿1-26-1

(お問い合わせ先)

有限会社木下保険事務所

〒279-0013

千葉県浦安市日の出6-2-B-302

電話047-380-8742 (平日9時から17時)